

特定非営利活動法人現代レイキの会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人現代レイキの会(略称 NPO 現代レイキの会)という。この法人の英語表記は Gendai Reiki Network(略称 GRN)とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を 北海道恵庭市島松旭町3丁目6番21号 に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、レイキに触れる機会や適切な情報を社会に提供し、個人の健康と幸福及び世界の平和と調和の達成のために生涯学習として現代レイキ実践者相互の交流や学び合いの事業を行い、調和のある社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 人権の擁護又は平和の増進を図る活動
- (5) 国際協力の活動
- (6) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (7) 子どもの健全育成を図る活動
- (8) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① レイキに関するセミナー、ワークショップおよび交流会・研鑽会等の開催事業
- ② レイキに関する情報の収集・調査及び提供事業
- ③ レイキ実践活動のための支援及びネットワーク育成事業
- ④ レイキに関する出版物、刊行物の発行および教材(CD、DVD 等を含む)の制作事業
- ⑤ その他、本会の目的達成に必要な業務

(2) その他の事業

- ① 物品販売事業

2 前項2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の8種とし、専門正会員、一般正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 専門正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人で現代レイキマスターであること
- (2) 一般正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人で現代レイキを学んでいること
- (3) 一般会員 この法人の目的に賛同した入会した個人
- (4) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助する個人及び団体
- (5) 海外専門正会員 この法人の目的に賛同して入会した海外在住の個人で現代レイキマスターであること
- (6) 海外一般正会員 この法人の目的に賛同して入会した海外在住の個人で、現代レイキを学んでいること
- (7) 海外一般会員 この法人の目的に賛同して入会した海外在住の個人
- (8) 海外賛助会員 この法人の目的に賛同して賛助する海外在住の個人及び団体

(入会)

第7条 専門正会員、一般正会員、海外専門正会員、海外一般正会員以外の会員の入会については特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事会が別に定める入会申込書により、事務局に申し込むものとし、理事会は、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。
- 3 理事会は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会届を理事会に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第 13 条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上

(2) 監事 1名以上

2 理事のうち、1人を会長、1人を副会長とする。

(選任等)

第 14 条 理事は、理事会において選任し、総会に報告する。

2 会長は、理事の中より総会にて選任する。

3 副会長は、理事の互選とする。

4 監事は総会で選任する。

5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 15 条 会長は、この法人の社会的な代表を担う。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 16 条 役員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、役員は総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。ただし、第 3 号の役員退任要求の臨時総会の開催は年度内に 1 回に限る。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(3) 理事の2名以上、あるいは専門正会員の5名以上の連名による退任要求が理事会に提出されたとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(顧問等)

第20条 この法人の運営及び活動に関し助言を受けるために役員以外に顧問、名誉顧問を置くことができる。

2 顧問および名誉顧問は、理事会の推薦によって会長がこれを任免する。

(職員)

第21条 この法人に、事務局の職員を置く。

2 職員は、理事会が任免する。

第5章 総会

(種別)

第22条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第23条 総会は、社員をもって構成する。

(権能)

第24条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 監事、会長職の選任および役員の解任
- (6) その他、理事会が総会に付議すべき事項として議決した事項

(開催)

第25条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
- (2) 社員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき

(招集)

第26条 総会は、第25条第2項第3号の場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、第25条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない

(議長)

第 27 条 総会の議長は、その総会において、出席した社員の中から選出する。

(定足数)

第 28 条 総会は、社員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 29 条 総会における議決事項は、第 26 条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した社員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 30 条 社員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の専門正会員または一般正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した社員は、第 28 条、第 29 条第2項、第 31 条第1項第2号及び第 52 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する社員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 31 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 社員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名または記名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第 32 条 理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は理事会に出席し、意見を述べることができる。

(権能)

第 33 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 34 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 15 条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 35 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長は、第 34 条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 36 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決)

第 37 条 理事会における議決事項は、第 35 条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 38 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 39 条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名または記名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第 40 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(資産の区分)

第 41 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資

産の2種とする。

(資産の管理)

第42条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第44条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に係る会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第47条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第48条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第49条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第50条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり同年12月31日に終わる。

(臨機の措置)

第51条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第52条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した社員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 目的

(2) 名称

(3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

(4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る)

- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における, その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るものに限る)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 53 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 社員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、社員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 54 条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第 11 条第3項に掲げる者のうち、総会において社員総数の 4 分の3以上の議決を経た者に譲渡するものとする。

(合併)

第 55 条 この法人が合併しようとするときは、総会において社員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第 56 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第 28 条の2第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト(法人入力情報欄)に掲載して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 57 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

会長	星 百合江
副会長	韓 明孝(西原 明良)
理事	藍原 壽美代(藍原 怜香)
同	鈴木 敏之
同	名取 由美子
同	古川 誠
同	横田 温美
監事	奥泉 隆之

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2006年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 45 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 50 条の規定にかかわらず、成立の日から2006年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金	専門正会員	2,000 円
	一般正会員	2,000 円
	賛助会員	10,000 円
(2) 年会費	専門正会員	10,000 円
	一般正会員	7,000 円
	賛助会員	20,000 円 (一口)

平成17年	1月 5日	作 成
平成17年	4月26日	施 行
平成23年	7月15日	一部改定
平成24年	9月29日	一部改定
平成25年	1月26日	一部改定
平成30年	7月25日	一部改定
令和元年	10月19日	一部改定
令和2年	1月26日	一部改定
令和2年	6月26日	一部改定
令和3年	3月10日	一部改定
令和4年	6月26日	一部改定

上記は、現行定款と相違ありません。
特定非営利活動法人現代レイキの会
理 事 丸野博和 印